▽ 30 河 Ť I 分まで。 敷にて午前 -ル受付 前1時から午後 一条大橋左岸

さい。

詳細

保険

**7** 

231

24

4 — 0 · 0 =

年金課収納

ĬĬ Ż

タ 'n

Ī

・ト受付

幌平 時

-橋左岸

大会順

凝延時は

21 日

(祝)

敷にて午前

9

から

10

作豊 戦平 W。川 ふ えあいクリ・ Ĭ

### カダ下り 敷にて午窓地選会 围 0 保 険料 で、 月 末は 健 231 納 域 後 間 坂上時30分

240 保 相談保険 0 に 內 .線 い付 255 ての

条大橋左岸河

III

路地域活動が

平成 20年度国 民健

までに 保険料を納付できない納付願います。 あ ŋ い納付相談 平日 第2期分の め忘れの 1の午後5時に付できない声 談にお越 納期限 な しに 11 15事 よう な 分情 で

# · \* 有則玄関からお入りくだ※夜間相談に来庁される方は、 日冰の午後8時まで。 個人市民税・道民税 (住民税)のお知らせ

# ◆所得変動があった場合の平成19年度住民税の減額

でお楽しみ

抽選会を行

B

7 月 20 日

(日)

※イカ います。 ル

いをします。また、ゴ

1

地点

れない

対

して、

夜間

相

を行

61

ます 方に

のでご

利

用

くださ

コー

ス河川

敷

でごみ拾

カ

ダ 下り

大会を見物

平成18年分の所得税は課税され、平成19年分の所得税が課税され なかった方は、税源移譲により住民税が増加しただけで所得税の軽 減を受けられなかったので、平成19年度分の住民税額から、税源移 譲により増額となった住民税相当額を減額します。すでに納付され ている方には環付します。

平成19年1月1日に住んでいた市区町村に、平成20年7月末まで の申告が必要です。

## ◆住宅ローン控除の申告

平成19年分の所得税から住宅ローン控除を引 ききれなかった方で、住民税の住宅ローン控除 の申告をしていない方は、平成20年1月1日に 住んでいた市区町村に早急に申告してください。 住民税の住宅ローン控除の適用には、毎年申 告が必要です。



## ◆寄附金控除の改正

平成20年中の寄附金(平成21年度申告の寄附金控除)から、所得 控除方式が税額控除方式になります。適用下限額も10万円から5千 円に引き下げられ、寄附金から5千円を差し引いた額の10%が税額 控除されます。また、地方公共団体への寄附金には、別に算出した 額が更に税額控除に加算(一定の限度額があります)されます。詳 しくはお問い合わせください。

※区役所3階4番窓口の市民税係で、リーフレットを配布しています。 ※さっぽろ市税のホームページ(http://www.city.sapporo.jp/citytax/) もご覧ください。

課税課市民税係 (詳細) **☎**231−2400

# 区役所関連施設

## 市コールセンター 2222-4894

中央区役所

☎231-2400(南3西11) 中央保健センター

☎511-7221(南3西11) 中央区土木センター

☎614-5800(北12西23)

中央区民センター

☎271-1100(南2西10) 旭山公園通地区センター ☎520-1700(南9西18)

大通公園まちづくりセンター

☎251-6353(北1西9)

東北まちづくりセンター

☎251-8119(北2東2) 苗穂まちづくりセンター

☎261-3669(北1東10)

東まちづくりセンター

☎241-1696(南2東6) 豊水まちづくりセンター

☎521-0204(南8西2) 西創成まちづくりセンター

☎521-2384(南5西7)

曙まちづくりセンター

☎511-0116(南11西10)

山鼻まちづくりセンター ☎511-6371(南23西10)

幌西まちづくりセンター

☎561-3256(南11西14)

西まちづくりセンター

☎561-7124(南6西13)

南円山まちづくりセンター ☎561-2472(南9西21)

円山まちづくりセンター

☎611-3367(北1西23)

桑園まちづくりセンター

☎621-3405(北7西15)

宮の森まちづくりセンター

中央

4

☎644-8760(宮の森2-11)